

木古内町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

北海道上磯郡木古内町

目 次

1. 基本的な事項	
1) 木古内町の概況	3
2) 人口及び産業の推移と動向	4
3) 行財政の状況	6
4) 地域の持続的発展の基本方針	10
5) 地域の持続的発展のための基本目標	11
6) 計画の達成状況の評価に関する事項	12
7) 計画期間	12
8) 公共施設等総合管理計画との整合	12
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
1) 現況と問題点	13
2) その対策	13
3) 事業計画	13
4) 公共施設等総合管理計画との整合	13
3. 産業の振興	
1) 現況と問題点	14
2) その対策	17
3) 事業計画	20
4) 産業振興促進事項	21
5) 公共施設等総合管理計画等との整合	21
4. 地域における情報化	
1) 現況と問題点	21
2) その対策	22
3) 事業計画	22
4) 公共施設等総合管理計画等との整合	23
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	
1) 現況と問題点	23
2) その対策	23
3) 事業計画	25
4) 公共施設等総合管理計画等との整合	25
6. 生活環境の整備	
1) 現況と問題点	25
2) その対策	28
3) 事業計画	30
4) 公共施設等総合管理計画等との整合	31

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
1) 現況と問題点	3 1
2) その対策	3 3
3) 事業計画	3 4
4) 公共施設等総合管理計画等との整合	3 5
8. 医療の確保	
1) 現況と問題点	3 5
2) その対策	3 6
3) 事業計画	3 7
4) 公共施設等総合管理計画等との整合	3 8
9. 教育の振興	
1) 現況と問題点	3 8
2) その対策	4 0
3) 事業計画	4 2
4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 2
10. 集落の整備	
1) 現況と問題点	4 2
2) その対策	4 3
11. 地域文化の振興等	
1) 現況と問題点	4 3
2) その対策	4 4
3) 事業計画	4 5
4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 5
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	
1) 現況と問題点	4 5
2) その対策	4 5
事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分	4 6

1 基本的な事項

(1) 木古内町の概況

①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

当町に和人が来住したのは、嘉吉3年（西暦1443年）と言われ、当時は漁業が主産業であったと推測される。その後、安政3年（西暦1859年）に幕吏が越後より移民24戸を募集し、瓜谷、中野に開拓のくわをふるったのが農業の始まりとされ、明治18・19年には旧庄内藩士族105戸の団体移住があつて農業開発の基礎が築かれた。

当町の地勢は、津軽海峡に臨む渡島半島の西南部にあつて、北緯41度41分、東経140度27分に位置し、総面積221.87km²を有している。西南は知内町に接し、東北に北斗市、北部は渡島山脈の分水嶺を境として、檜山管内の上ノ国町及び厚沢部町に隣接している。

気候は比較的温暖であるが、春・冬は北西の風、夏・秋は南東の風が多く吹き、降雪量は多く特別豪雪地帯として指定を受けており、11月上旬に初雪があり、12月下旬には根雪となつて3月下旬に融雪する。

交通網は、函館市を起点とする北海道新幹線、道南いさりび鉄道及び国道228号が並行しており、松前、江差、函館、青森方面の交通の分岐点となっている。

また、令和3年度には高規格幹線道路函館・江差自動車道の木古内IC（仮称）の開通など、将来的な高速交通網の機能を有することとなる。

当町は青函圏のほぼ中央に位置し、特に函館市との繋がりは、社会的、経済的にも極めて大きいと言える。

②過疎の状況

当町の人口は、昭和30年国勢調査の12,926人をピークに表1-1(1)のとおり微減少傾向にある。これは第1次産業の衰退と従事者の高齢化、官公庁の統廃合による地元雇用機会の低下から、高卒者等の若年労働力の流出が大きな要因となっている。

しかしながら、北海道新幹線木古内駅の開業や高規格幹線道路函館・江差自動車道木古内IC（仮称）の開通を契機に都市機能の強化や、農林漁業の生産基盤整備と近代化を進めることにより、人口減少に歯止めをかけることが期待できる。

③社会経済的発展の方向の概要

当町の基幹産業は農業、林業、漁業の1次産業とコンクリート製品、木材、木製品を主体とした製造業である。

農業については、優れた農業者育成や後継者不足の解消のため、新規就農者の受入れや農作業受委託の組織化、農業経営の法人化を行うといった、労働年齢の延長化や労働力不足への対応などが必要である。

林業については、スギを主体とした人工造林を積極的に推進してきており、良質材生産の基盤づくりを確立し、間伐材の有効利用と流通体制の整備や外材に対抗するための生産体制づくりが必要である。

漁業については、地球温暖化など自然環境の変化による資源の減少に伴う沿岸漁業の不振から、栽培漁業や資源管理型への転換を行い安定生産を目指しており、平磯地帯へのウニ・アワビ放流などにより積極的な漁場開発を行うと同時に、各地域の漁港整備を推進し、経営の安定、操業の安全を図っていく必要がある。

商工業については、地域経済や雇用に大きな役割を果たし、就業機会の拡大や他産業への波及効果が大きいことから、企業誘致のための環境づくりを積極的に図るとともに、地場資源を活用した付加価値の高い製品開発を促進する。

また、北海道新幹線や高規格幹線道路函館・江差自動車道の開通など、商店街を取り巻く環境は大きく変化することから、今後は北海道新幹線木古内駅を中心とした商店街活性化を目指し、交通の要衝となる利点を生かした取組みが必要である。

起業の促進については、新たなサービス業等の企業誘致を進めるとともに、起業家等に対する支援・育成を推進しながら安定した雇用の創出が必要である。

観光については、資源が乏しい現状にあるが、北海道新幹線の開業や高規格幹線道路函館・江差自動車道の開通による交流人口の増加に期待をし、当町の観光開発と既存観光の充実を図るとともに、道南に所在する貴重な歴史的資源を有機的に結合した広域観光エリアを形成し、周遊観光の拠点を目指す必要がある。

このように当町の産業はいずれも厳しい状況にあるが、古くから交通の要衝としての町の特性に、さらに高速交通網機能が加わることで、人・もの・交流を併せ持った地域社会として、住みよく豊かな住民生活実現のため、国・道の諸計画との整合性を図り、広域的な連携のもとに近隣市町と調和ある発展を期したい。

(2) 人口及び産業の推移と動向

当町における総人口は、昭和30年国勢調査の12,926人をピークに減少を続け、平成27年国勢調査(4,547人)と比較すると8,379人で、64.8%に減少した。

これを年齢別にみると、平成12年～平成17年対比で年少人口（0～14歳）は25.3%が減少、生産年齢人口（15～64歳）は14.5%減少しており、高齢人口（65歳以上）は142人増の7.6%の伸びを示し、高齢者比率も平成17年では33.6%と管内でも非常に高い位置にある。

産業別人口の動向をみても、総数の平成17年～平成22年対比では、340人、13.5%減、平成22年就業構成比では、第1次産業10.8%、第2次産業28.4%、第3次産業60.8%となっており、各産業の伸び率はほぼ横ばいとなっている。

人口は今後も減少傾向を示すと推測されるが、第1次産業の後継者育成、社会基盤や生活環境基盤の整備、雇用の場の確保拡大、高速交通体系を背景とした活力あるまちづくりの振興施策により、歯止めをかけなければならない。

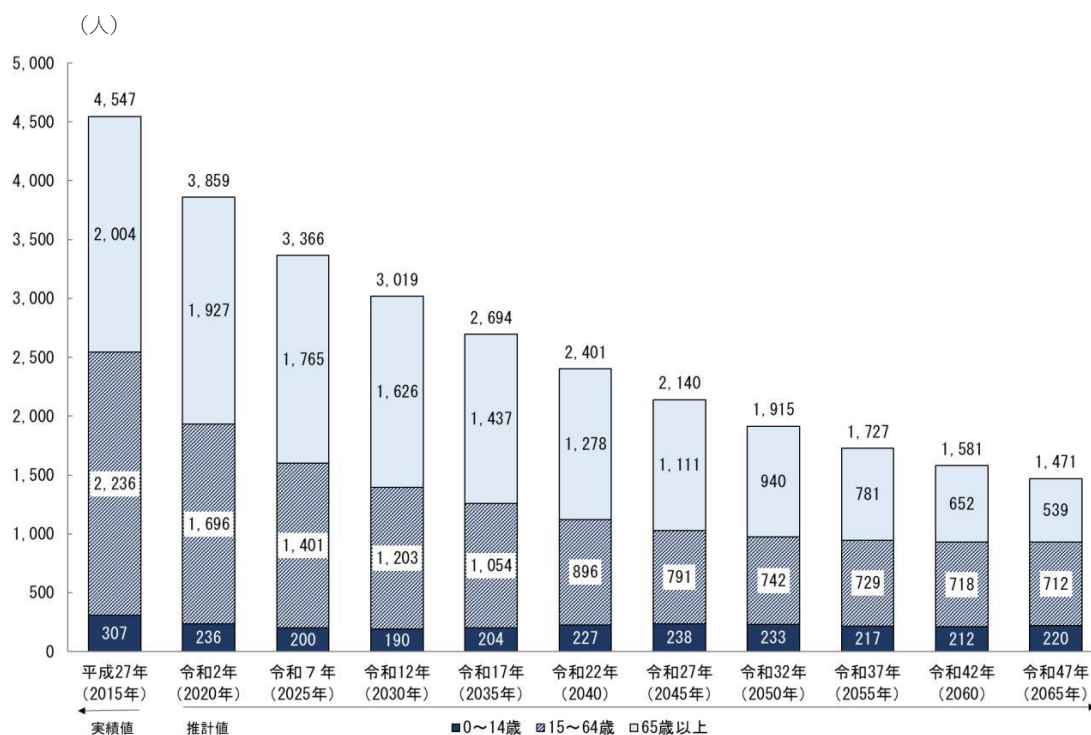
表1-1 (1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年※1		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	人 11,914	人 10,034	% △ 15.8	人 7,826	% △ 22.0	人 6,024	% △ 23.0	人 4,547	% △ 24.5	
0歳～14歳	4,490	2,521	△ 43.9	1,403	△ 44.3	618	△ 56.0	307	△ 50.3	
15歳～64歳	6,775	6,522	△ 3.7	4,929	△ 24.4	3,384	△ 31.3	2,236	△ 33.9	
うち 15歳～29歳 (a)	2,711	2,127	△ 21.5	1,168	△ 45.1	656	△ 43.8	381	△ 41.9	
65歳以上 (b)	649	991	52.7	1,483	49.6	2,022	36.3	2,004	△ 0.9	
若年者比率(% (a) /総数	22.8	21.2	-	14.9	-	10.9	-	8.4	-	
高齢者比率(% (b) /総数	5.4	9.9	-	18.9	-	33.6	-	44.1	-	

※1：平成2年国勢調査町人口総数は、年齢不詳11名を含む

表 1-1 (2) 人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所の推計方法に準拠した推計によると、当町の総人口は平成27年(2015年)の4,547人から30年後の令和27年(2045年)には2,140人まで減少すると推計されます。



資料：国ワークシートより

(3) 行財政の状況

行政では明治12年に木古内、札苅、泉沢の3村に戸長役場を設置し、明治18年釜谷村戸長役場を木古内村戸長役場に合併、明治35年に4村をもって2級町村制を施行して木古内村となった。その後、大正8年に1級町村制、昭和17年に町制を施行して今日の自治体としての体制が整えられた。

当町の行政機構は、町長部局62名、病院事業85名(特別養護老人施設13名含む)、議会事務局2名、教育委員会11名、農業委員会2名、選挙管理委員会4名(兼務職員)の計161名である。

近年、行政ニーズは極めて広範多岐にわたり、それに伴い行政事務は質・量ともに拡大し、さらに高度化、専門化の傾向にある。しかし一方では行財政改革により、退職者不補充の影響で職員数が大幅に減少している。こうした流れの中で、職員一人ひとりが幅広く業務に対応し、高能率で高水準の行政サービスの確保を図らなければならない。一方、住民の行動範囲、生活圏の拡大によ

り行政需要も広域行政の必要性が高まり、当町でも消防、し尿、ごみ処理などについては、一部事務組合や広域連合を組織して、広域処理を行っており、将来的にはさらに広範な関係町との連携を深め、協力体制を確立していくことが必要である。当町の公共施設の整備水準は、比較的高いといつてよい。現在公共下水道整備を行っているが、医療・福祉施設も充実しており、住民の生活環境基盤は確実に向上している。今後については、老朽化する施設の維持修繕等が生じてくることから、長期的な改修計画に沿って、進めていかなければならない。

また、当町の財政状況は、国の三位一体改革による交付税削減等の影響により一時期極めて厳しい行政運営を強いられたが、財政健全化計画や集中改革プランの確実な実行により現状では比較的安定を取り戻してきている。

今後は、北海道新幹線開業等に伴う施設整備に係る多額の起債が、将来的な公債費の増加に繋がってくるため、引き続き財政健全化計画や集中改革プランに基づき計画的な行政運営を推進し、安定した財政基盤を確立しなければならない。さらに、国の制度が目まぐるしく変化する中で、住民の不安を招かないよう、しっかりとした行政サービスを提供するとともに、計画的かつ積極的な行政運営を進め、進展する少子高齢化問題や地域主権改革など、時代に即応した行政の実現を図っていく必要がある。

表 1 - 2 (1) 市町村財政の状況 単位 (千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	4,266,367	5,969,980	4,248,120
一般財源	3,142,367	3,338,493	3,135,528
国庫支出金	244,709	621,782	309,522
都道府県支出金	299,586	169,129	170,405
地方債	353,900	1,092,400	577,700
うち過疎対策 事業債	66,700	570,000	106,900

その他	225,805	748,176	54,964
歳出総額 B	4,108,827	5,733,449	4,188,080
義務的経費	1,397,404	1,251,823	1,389,856
投資的経費	619,227	932,717	550,776
うち普通建設 事業	619,227	932,717	550,776
その他	2,092,196	2,733,899	2,107,787
過疎対策事業費	68,841	815,010	139,661
歳入歳出差引額 C(A-B)	157,540	236,531	60,039
翌年度へ繰越すべき財源 D	8,001	6,619	1,225
実質収支 C-D	149,539	229,912	58,814
財政力指数	0.20	0.17	0.22
公債費負担比率	15.00	11.9	17.4
実質公債費比率	10.30	6.4	9.4
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	90.40	89.20	95.70
将来負担比率	77.90	89.50	85.20

地方債現在高	4,151,410	5,418,052	5,580,181
--------	-----------	-----------	-----------

(注) 上記区分については、地方財政状況調(自治省財政局指導課)の記載要領に基づくものである。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市町村道					
改良率 (%)	18.0	38.9	42.5	10	4
舗装率 (%)	15.4	35.8	39.9	49.0	53.1
農道					
延長 (m)	1,530	1,530	1,530	0	0
耕地1ha当たり農道延長 (m)	4.3	4.6	4.3	0	0
林道					
延長 (m)	18,984	19,808	21,783	23,319	23,319
林野1ha当たり林道延長 (m)	1.9	2.3	2.7	2.7	2.7
水道普及率 (%)	98.7	97.1	98.5	97.8	94.8
水洗化率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	59.8%
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	29.5	34.3	21.2	18.6	24.1

(注) 上記区分については、公共施設状況調(自治省財政局指導課)の記載要領に基づくものである。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

当町は、その発展の歴史に見られるように村落形成は農漁家の定着に始まり、住民の生活基盤も1次産業によって築かれた。しかしながら、社会経済情勢の変化に加え、長引く景気低迷や少子高齢化の進行、地方分権改革の推進など社会を取り巻く環境は急激に変化し続けている。特に大都市への一極集中が進む中で、地方の人口は減少が続くばかりではなく、若者の流出により高齢者比率が高まり、地域の活力が年々低下している。

これまでの過疎対策では、地域の基幹産業である1次産業の生産性向上と生活基盤改善に向けた基盤整備と環境整備、住民の生活環境を改善する住環境整備、また安心・安全な暮らしを実現する医療・福祉施設の整備等を積極的に実施し、過疎地域の自立に取り組んできたが、一方で中心市街地の都市再生開発は進んでいない状況にある。

また、各種施策の実施においては、官民協働を基本に、行政が行うものは行政が、民間ができるものは民間へとシフトし、官と民の役割を明確にするとともに、お互いが持つ優れた機能を融合させる協働作業も確立しながら過疎地域の自立へ向けた施策の展開を行っていかねばならない。

具体的には、北海道新幹線の開業や高規格幹線道路函館・江差自動車道の開通による高速交通体系を見据えたハード整備を軸に、賑わいのある中心市街地や商店街の再生、農商工連携による地元産品の開発や消費流通の拡大、企業誘致や移住者への受け入れ基盤の促進、観光資源開発や広域的な観光連携の構築など、官民一体となった活性化策を進めるとともに、保健・医療・福祉の連携により、高齢者・障がい者福祉などの充実を図る必要がある。

また、住みよい住環境を図るための道路網の整備や公営住宅の整備、上・下水道の整備を進めるほか公園整備なども充実させ、恵まれた自然環境の中で、交通の優位的な条件を活かし、だれもが安心・安全にいつまでも暮らし続けられるまちづくりを目指すものである。この基本理念を実現させるために、次の5項目を柱に設定する。

①地域と住民が支え合う生きがいある福祉づくり

住民だれもが生涯を通じて、心身ともに健康でいきいきとした生活が送られるよう、地域住民と行政が協働して福祉のまちづくりを目指す。高齢者が住み慣れた地域で元気に安心して暮らし続けられるよう、生活支援体制の強化を図るとともに、生きがいづくりと介護予防を推進する。子育て家庭への支援に努めるとともに、子どもたちが健やかに成長できる子育て環境づくりを進める。障がい者が地域社会の中で自立した生活を確認できるよう、支援体制の充実を図る。

健康管理センターや国民健康保険病院・老人保健施設を核とし、子どもから高齢者まですべての町民の健康づくりを推進するため、保健・医療・福祉サービスの充実を目指す。

②歴史と文化に育まれた未来をひらく人づくり

子どもの豊かな心とたくましく生きる力を育むため、地域と連携した個性ある学校づくりを進め、一人ひとりの個性を伸ばすきめ細やかな教育を推進する。

また、家庭と学校が連携を図り、地域住民の協力を得ながら、子どもたちが基本的な生活習慣や社会性を身に付けられるよう、広く社会で子育てする環境整備を進める。

③新幹線を活かした活気ある産業づくり

地域産業の活性化は、町の発展の礎となることから、環境条件に適応した農林水産業や商工業等の確実な発展を図り、自然と調和した活力ある産業づくりを目指す。

このため、北海道新幹線や高規格幹線道路函館・江差自動車道の高速交通体系に対応する商店街の活性化や企業誘致の推進、観光産業の振興、1次産業生産品の付加価値化など、官民一体となり産業活性化策を進める。

また、次代を見据え、新たな意欲を育み、各産業におけるリーダーや後継者を育成するとともに、強い起業意識を醸成し、地域経済循環型の産業施策を進める。

④安心と安全で快適に暮らせる環境づくり

地球温暖化やごみ問題を自らのこととして捉え、ごみの減量化やリサイクル化を進めるとともに、環境に負荷を与えない資源循環型社会の実現を目指す。

また、住みよい住環境確保を図るため、道路網の整備、良好な公営住宅の整備、上・下水道整備などの環境整備を充実させるとともに、日常生活の安全を確保するため、災害に強いまちづくりを進め、災害発生時は迅速に対応できる体制整備を目指す。さらには、地域の交通事故や犯罪を防止し、安心して暮らせるまちづくりを目指す。

⑤協働と共有で信頼される行政システムづくり

将来的なまちづくりの創造と、その実現に向けて、行政と住民が一体となり、共に信頼関係を築きながら実践していくため、住民ニーズに適応する職員の育成と資質向上、意識改革を進め、協働と情報の共有に基づく行政システムづくりを目指す。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

当町の持続的発展を目指すため、最上位計画である「第6次木古内町振興計画」の基本構想の実現を目標とし施策を展開する。

- ・地域住民が支え合う生きがいある福祉づくり
- ・歴史と文化に育まれた未来をひらく人づくり
- ・新幹線を活かした活気ある産業づくり
- ・安心と安全で快適に暮らせる環境づくり
- ・協働と共有で信頼される行政システムづくり

また、持続的発展に係る施策の効果を測定する指標として次の目標を掲げる。

- ・令和7年 目標人口：3,366人

そのほか、各分野の達成目標を設定し基本目標の達成を目指す。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価は、計画期間満了後の令和8年度において議会へ報告することにより行う。

(7) 計画期間

この計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

「木古内町公共施設等総合管理計画」は、当町の所有する各公共施設の管理状況が記載されているものであり、本計画における各事業の対象となっている公共施設も記載されていることから、整合性は取れているものである。

今後、過疎地域の持続的発展に取り組むにあたり、老朽化した公共施設の更新や改修の時期を迎えることによる多額の財政需要が見込まれる状況にあるが、人口減少問題や少子高齢化が進むことに伴う社会構造や住民ニーズの変化も考慮しなければならず、それらに合わせた公共サービスのあり方を見直す必要性にも迫られている。

本計画においても、「木古内町公共施設等総合管理計画」の方針を踏まえ、施設類型毎の特性を考慮し、将来見込まれる財政規模の変化に応じた施設保有量の適正化や次世代負担を見据えた施設マネジメントといった長期的視点を持ち、整備の必要性を十分な検討のうえ、「更新」・「統廃合」・「長寿命化」に配慮した計画を策定することにより、持続可能な行政運営を前提とした計画を推進する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

平成24年度の地域おこし協力隊制度導入により町外からの移住者は増加傾向であるが、3年間の任期後、木古内町に定住した者は導入後から2名（うち1名は令和元年度に転出）という結果である。新規定住者の確保を行うために、主に首都圏において移住イベントへの参加、渡島管内の知内町と協同で移住セミナー（個別説明・相談会）を実施、令和2年度はオンラインでの講演会を行った。

また、平成28年度に開通した北海道新幹線および令和3年度に開通予定の高規格幹線道路木古内IC（仮称）により交通利便性の向上をPRすることができ、木古内町への関心度は高まっている傾向がある。

(2) その対策

移住希望者の年齢傾向が現役世代ではないことが現状であることから、老後に移住を考えている層への福祉環境をPRしたい。

また、一次産業者の養成にも力を入れていることから、若い世代（就業者）の確保を行うために、交通環境の利便性も引き続きPRしたい。

目標指標	基準値	目標値 (令和7年度)	備考
地域おこし協力隊の採用・定住	3人 (R2)	3人	基準値の維持
婚姻の件数増加	10組 (H26～H30 平均)	13組	

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	空き家リフォーム助成事業	木古内町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという木古内町公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

木古内町の農業は、水稻を基幹作物として、畜産や施設野菜などの組み合わせによる複合経営を中心に振興を図っている。しかし、WTO体制下における国際化の急速な進展や輸入農畜産物の増加に加え、特定の国や地域の間で関税撤廃等を行うEPAやFTAを締結する国が増えているほか、TPPの交渉参加により、ますます農畜産物の価格低迷が懸念され、農業を取り巻く環境は厳しさを増している。

また、農業従事者の高齢化による農家戸数の減少や経営転換、リタイアの進行に伴い、立地条件や土壌条件が悪い農地を中心に遊休化が懸念されるほか、農地処分の増加が見込まれるなど農地の受け手の経営を圧迫する要因が増えている。このような状況の中、当町の農業を安定的に発展させるためには、社会・経済の変化に柔軟に対応できる優れた農業者を育成するほか、農作業受委託の組織化や農業経営の法人化といった、労働年齢の延長化と労働力不足への対応などの総合的な農業施策が求められている。

当町の農家戸数は年々減少傾向にあり、2015年農林業センサスの43戸から2020年では36戸となっている。作目別で見ると2015年では水稻が23戸で1戸当たり耕作面積が12.5ha、乳牛が7戸で1戸当たり飼育数41頭、2020年では水稻18戸で1戸当たり耕作面積が11.3ha、乳牛が7戸で1戸当たり飼育数が41頭と、経営戸数は減少し経営規模は水稻のみ拡大している。

水稻は、担い手農業者へ集積を行い経営規模の拡大が進められ、これまで「経営所得安定対策」や「北海道産米」価格の安定に伴い経営の安定化が図られてきたが、減反政策の見直しや米需要の減少による米価の下落で農家経営が逼迫している状況にある。今後は国の動向を注視し、米価下落に対する対策や他作物への生産を促進する政策を有効に活用し、米政策の見直しなどの状況を見極めながら適切に対応していく必要がある。

畜産は、「はこだて和牛」としてブランド化が確立したことから、約530頭が飼養され、複合経営の主力となっている。現在は地域内一貫流通にて肥育素牛を導入し、肥育生産を行っているが、全国的に褐毛和種の資源は減少傾向にあることから繁殖基盤を強化し「はこだて和牛」の安定生産に繋げる必要がある。

また、口蹄疫などの外因的要因より市場価格の低迷の影響を受けたこともあり、今後も危機管理意識の高揚を図るなど関係機関との連携を深め総合的な対策を進めている。

酪農は、乳価や市場における初妊牛、育成牛の販売も安定している状態にある。今後も引き続き飼養管理の徹底や良質な粗飼料の生産によるコスト低減が必要になる。

野菜は、ほうれん草やニラ、トマトの施設野菜を中心に作付け体系が確立されており、販売高も年々増加しているが農作業の労働力不足などの課題を抱えている。

イ. 林業の振興

木古内町の山林面積は19,747haで、総土地面積の90%を占め、恵まれた森林資源を有している。林地の保有形態別では国有林10,936haで55.4%を占め、町有林が1,120haで5.7%、私有林7,691haで38.9%となっている。一般民有林のうち杉を主体とした人工林の面積は4,764haで54.1%を占め、全道平均の37.6%、渡島管内の平均36.3%を大きく上回り、年齢構成では35年生以下の要保護林分が945.7haで人工林の19.9%を占めている。

道南では随一の蓄積量を有している豊富なスギ資源を有効活用するため、保育並びに皆伐・間伐施業を計画的・組織的に推進する必要がある。

また、林道等の生産基盤を拡充する中、良質材生産の基盤づくりを確立し間伐材の有効利用と流通体制の整備、外材に対抗するための生産体制づくりが必要であることに加え、町内の事業体不足が課題となっている。

森林は、木材供給のほか山地災害防止や水源涵養機能など、公益的機能の役割が多いため、総合的な森林資源整備を推進する必要がある。

町外居住の森林所有者が年々増加傾向にあり、森林の放置などが大きな問題になっていることから、国や北海道、関係機関との協力により、早急に問題解決を図る必要がある。

ウ. 水産業の振興

木古内町の漁業形態は、昭和初期にはイワシ漁が中心となっていた。その後もイカ漁などの回遊資源の漁獲を主体としてきましたが、資源の衰退や輸入水産物の影響による価格低迷が続き、現在は、ホタテやコンブの養殖を主体とし、底建網や小型定置網による漁業活動が行われている。

また、アワビ・ウニ・ヒラメ・クロソイの人工種苗放流と大型魚礁の設置を継続的に行い、栽培型の育てる漁業を展開してきた。漁業戸数と就業者数は、平成元年で106戸186人、平成10年には67戸102人、平成20年には49戸76人と大きく減少してきており、新規就業者や後継者の減少により

漁業就労者の高齢化が進行している。今後も、積極的な漁場開発を進めるとともに、水産物のブランド化や栽培漁業の技術開発を進めながら、漁業経営の安定化を図ることにより、後継者や新規就業者の受入体制を整備する必要がある。

生産基盤の拠点となる木古内漁港（木古内地区、札刈地区、泉沢地区、釜谷地区）は、施設の老朽化に伴い、効率的で効果的な施設更新（補修等）を図り、漁業者等が安心して使用できるよう施設管理をする必要がある。

エ. 建設・工業の振興

木古内町の建設業は、建築及び土木建設が町内各地で営まれており、工業については、コンクリート製品、木材木製品及び食料品等の製造業が主体となっている。建設業と工業を合わせた事業所数は平成3年には79事業所、平成13年には74事業所、平成21年には70事業所と年々減少傾向にある。それに伴い従事者数も平成3年には866人、平成13年は623人、平成21年は54人と減少している。これは、人口の減少や長引く景気の低迷が原因と考えられる。

今後は、景気の動向に左右されやすい個人や中小企業の経営の安定化を図るため、関係団体と連携しながら企業を育成し、雇用の場を確保するための施策を展開していかなければならない。

また、高速交通網が整備される中で、新たなサービス業等の企業誘致を進めるとともに、起業家等に対する支援・育成を推進しながら安定した雇用の創出が求められる。

オ. 商業の振興

木古内町の商店街は本町地区の木古内駅周辺で発展してきたが、人口の減少による購買力の低下、車社会の進展や高速交通網の整備により近隣市町への商業集積による購買力の流出が続き、商店街の存続が危機的状況にある。

また、北海道新幹線や高規格道路の開通など、商店街を取り巻く環境は大きく変化することから、北海道新幹線木古内駅を中心とした商店街の活性化を目指し、交通の要衝となる利点を生かした取組みが必要となる。

小売店や飲食店等の事業所数と従業者数は、平成3年は308事業所・1,596人、平成13年には293事業所・1,496人、平成21年では242事業所・1,202人となっており、事業所数・従業者数ともに減少している。

今後は、商業者相互の連携意識や特色ある経営が求められ、必要なサービス等を的確に把握し、消費者ニーズに合った施策展開が必要となる。

また、高速交通機関の整備に伴い観光客の増加が見込まれることから、観光産業やサービス業等と連携し、地場産品や新しい商品の開発に取組み、流入購買力の拡大を図る。

カ. 観光の振興

木古内町では、約190年前から佐女川神社に伝わる真冬の奇祭「みそぎ祭」に合わせて開催される「寒中みそぎフェスティバル」と夏季に開催される「咸臨丸まつり」、サラキ岬で行われる「チューリップフェア」が主たる観光資源となっている。また、地域の基幹産業である農林漁業と連携し、体験観光も実施している。このほかにも、札苅地区から釜谷地区まで連なる平磯や薬師山等の緑豊かな丘陵地など、未開発の観光資源も数多く有している。

今後は、北海道新幹線や高規格幹線道路などの交通の利便性を生かし、今ある観光資源のほかにも木古内町の魅力を活用した観光ルートなどを模索しながら観光開発を積極的に推進するとともに、渡島西部4町と檜山南部5町との連携した情報の発信にも力を入れていく必要がある。

具体的には、観光交流センターを拠点とし、木古内町のみならず、西南渡島（木古内町、知内町、福島町、松前町）と南檜山（上ノ国町、江差町、厚沢部町、乙部町、奥尻町）の広域的な魅力を情報発信することにより、北海道新幹線や高速交通網を活用した観光交流人口の増加を図る。また、地域の基幹産業である農林漁業と連携を深め、体験観光や交流観光を推進する。

（2）その対策

ア. 農業の振興

基幹作物の水稲に畜産や施設野菜を組み合わせた複合経営を推進し、安全で高品質の農産物づくりを基本に生産性を高め、農業者の自立と安定経営を目指し関税撤廃など厳しくなる農業環境に負けない体力を養う。

また、各産業間の交流連携を推進し、地域循環型の新しい体制づくりを目指す。

①農用地の流動化を促進し、農用地の高度利用を図ることにより耕作放棄地を防止するとともに、協業等による経営の合理化と省力化を進める。

②地力の維持増進を図り、消費者ニーズに対応した安全で高品質な農作物の生産を目指す。

また、生産や流通でのコスト削減と効率化を図るため、広域的な営農地域における機械・施設の利用や共同集出荷や各産業間の連携により地場産品の付加価値を高め、地域循環型の流通システムを推進する。

③農家個々の生産技術の向上と生産者組織の充実とリーダーを育成するため、関係機関と連携し作物別指導体制を充実する。

また、家族経営協定等の導入により、魅力ある農業の確立と優れた担い手の育成に努めることや次代の農業を担う女性農業者の育成・確保、新規就農者の受入れを行うなど、後継者不足の解消に努める。

イ. 林業の振興

木材生産機能と公益的機能を重視し、森林整備計画等に基づいた適切な森林整備を推進するとともに、森林空間の多目的利用を含めた森林の総合的な利用を目指す。

①国有林、民有林が一体となった流域管理を推進するために、町内に分散した各流域への幹線林道の整備を図り、併せて合理的な山林内道路網の計画的整備を推進する。

また、公益的機能、木材生産機能の発揮に向け、造林事業を計画的・組織的に推進する。

②森林整備の担い手確保・育成するため、林業労働者の安全確保、雇用の通年化促進など、福利厚生の実施を図る。

また、豊富なスギ資源の有効活用に向け、道南スギのブランド化を図るとともに、官民一体となってスギ材の需要拡大に向けた取り組みを行う。「木古内町地域材利用推進方針」に基づき、公共建築物は積極的に木造化又は内装等の木質化を図るとともに、公共建築物以外についても地域材の利用を促進する。

③「木古内町森林整備計画」や「地域森林計画」などに基づき、合理的かつ計画的な林業施策を推進する。

また、植栽から保育まで一貫した事業を実施し、森林の持つ公益的・多面的機能が発揮できるように整備を推進する。

④森林空間の総合的な利用を図るため、森林レクリエーション施設の整備・充実を図る。

ウ. 水産業の振興

漁場の整備や資源の計画的な放流を行うことにより、安定的な水産物の水揚げの実現を目指すとともに、関係団体と連携しながら体験観光を推進し交流人口の増加を図り、漁業従事者の育成を目指す。

①回遊魚及び根魚の漁獲量の増産を目指し、漁場整備事業を展開する中で共有海域と単有海域において魚礁を造成する。

②地域の特色である磯資源の安定的な資源確保に向け、ヒジキの養殖技術の導入やウニ・アワビ等の人工種苗放流を継続的に実施する。

また、ヒラメ・クロソイ等の人工種苗放流は漁業者の安定した経営に繋がっているため、継続実施することにより、「つくり育てる漁業」の推進を図る。

③海洋性レジャーの普及により増加傾向にあるプレジャーボートを漁港に係留・保管させる等「漁業」と「遊漁」の共存や、漁港施設内でのトラブル回避のため漁協と協議しながら分離収容体制を図る。

また、体験観光を中心として他産業との連携を図り、関係団体と協力し交流人口の増加に努め、後継者の育成や各地域のリーダー育成を図る。

エ. 建設・工業の振興

地域経済や社会情勢が急激な変化を見せる近年、個人や中小企業が安定的な経営を図るため、融資制度等の施策を継続的に行うとともに、時代に即した企業の誘致に取り組み、地域の活性化を目指す。

①既存企業の経営の安定化を図るため、商工会と連携し経営診断や経営相談を定期的に行う。

また、融資制度等を積極的にPRし、関係団体と連携しながら制度を活用することにより経営の安定を図る。

②企業誘致を実現するため、立地環境や優遇制度などの条件整備を図るとともに、地域の特性を生かし時代に即した企業誘致を推進する。

③地域資源の付加価値を高めるため、農林水産物の加工技術の研究開発に取り組み、地域産業として起業できるよう支援体制整備を推進する。

オ. 商業の振興

魅力ある商店街や駅前空間を実現するため、事業者やサービス業者等と行政が協働で住民や観光客が過ごしやすい商業・交流空間づくりを促進し、もう一度訪れたいと思わせるような施策を商業団体等と行政が一体となって目指す。

①新幹線が停車する駅前地区を町の顔として位置付け、住民や観光客の快適な生活・交流空間とし景観にも配慮した整備を促進する。合わせて、住民や観光客のニーズを把握しながら新たな施策を展開するとともに、今後は、地元商店と協議しながら商店街全体でコンセプトを作成し、経営の確立を図る。

②各商店が特色のある魅力的な商店を目指し、経営意識の改革と多様化する消費者ニーズに対応したきめ細かなサービスの提供「おもてなしの精神」を促進する。また、少子高齢化及び過疎化が進む中、高齢者に対応した販売方法の構築を推進すると共に、新規分野への事業開拓や起業に対する支援体制の調査研究を推進する。

③商工会に支援し、今後も経営改善指導サービス等の商工会活動の充実を図る。

また、イベントや商工会事業を通じ、共同販売事業の新たな事業展開を目指すとともに、商品券やスタンプ事業を展開し更なる活性化を図る。

④観光協会を中心とした観光関連団体と連携を強化し、現在ある特産物のPRに努めるとともに新たな特産品の開発やサービスの向上を図る。

カ. 観光の振興

観光交流センターを拠点とし、木古内町の魅力を広域的に情報発信することにより、北海道新幹線や高速交通網を活用した観光交流人口の増加を図る。

また、地域の基幹産業である農林漁業と連携を深め、体験観光や交流観光を推進する。

①西南渡島（木古内町、知内町、福島町、松前町）と南檜山（上ノ国町、江差町、厚沢部町、乙部町、奥尻町）の関係団体と連携し、広域観光ルートの形成を目指しながら、観光拠点としての機能整備を図る。

また、地域の歴史や遺産、豊かな自然を生かした観光開発に取り組み、木古内町の魅力を町外に発信し観光客が増加するための施策を推進する。

②観光事業を推進するため、観光交流センターを中心とした情報発信を効果的に行うとともに、観光協会と連携し魅力あるイベントを展開しながら人材育成を推進する。

また、北海道新幹線の開業により、外国人を含め多数の観光客等が訪れることから、多言語対応スタッフ、掲示などの環境改善を図る。

③木古内まちづくり体験観光推進協議会と連携し、一次産業従事者の協力体制や多様な分野におけるサポート体制を築き、交流型・体験型観光を推進する。

④木古内町が誇る郷土の自然・歴史・文化を掘り起こし、住民と行政が一体となって観光資源の開発を推進する。

目標指標	基準値	目標値 (令和7年度)	備考
観光入込客数	605,900人 (R1)	686,545人	
宿泊者数	16,300人 (R1)	18,364人	

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2産業の振興	(1) 基盤整備		
	農業	褐毛和種優良繁殖雌牛導入事業	木古内町

	水産業	アワビ人工種苗放流事業	上磯郡漁業協同組合
		ウニ人工種苗放流事業	上磯郡漁業協同組合
		ほたて種苗放流事業	上磯郡漁業協同組合
		カキ種苗放流事業	上磯郡漁業協同組合
		ナマコ人工種苗放流事業	上磯郡漁業協同組合
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	一次産業後継者支援事業	木古内町
	商工業・6次産業化	中小企業・小規模企業経営改善等支援補助事業	木古内町

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
木古内町全域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
上記「2 その対策」及び「3 事業計画」のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという木古内町公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

当町の情報化の推進については、行政機関内におけるネットワーク整備のほか、総合行政情報ネットワークや北海道電子自治体プラットフォーム構想の推進など、電子自治体の確立に向けた整備が図られつつある。

また、地域においては、パソコンやインターネットの普及により、ブロードバンドや光回線を利用できる一定の環境が整備されているが、高齢化率が高い当町においては、インターネットの利用度も低い状況にある。今後は公共施設において、高齢者の方が身近にインターネットを利用できる環境を整えていくとともに、高速通信のインフラ整備についても、検討していく必要がある。

(2) その対策

当町におけるICTの利活用については、普及が進んでいないことから、ICTの恩恵を幅広く住民や企業等に実感してもらうためにも情報リテラシーの向上など、情報通信基盤の効果的な活用促進や格差是正に向けた対応を図ることとし、行政サービスに係る各種手続きの電子申請化を進め利便性向上に努める。

教育においても、GIGAスクール構想により、児童・生徒へのタブレット端末の配備が完了したことから、今後は、教職員がより効率的に授業等で活用していけるよう支援に努める。

一方、ICTを悪用したトラブルや犯罪、複雑化および高度化するサイバー攻撃等が増加していることから適切な情報セキュリティ対策を講じていくことが重要である。そのためにも、行政における情報セキュリティポリシーに基づく対応はもとより、住民や企業等に対しても、情報セキュリティの重要性や情報モラルについての周知啓発の充実を図る。

また、既存のシステムに係る維持運営費については費用対効果の観点から、システムの集約・統合による効率化を検討する。

目標指標	基準値	目標値 (令和7年度)	備考
光通信未整備エリアの世帯数	250世帯 (R1)	100世帯の 新規加入	

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体

3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設		
	その他の情報化のための施設	高度無線環境整備推進事業	通信事業者

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという木古内町公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

北海道新幹線が開業し、北海道側の玄関駅となる当町では、新幹線を活用し経済効果を上げるため、西南渡島と南檜山の広域観光を目玉とした、様々な取組みが行われており、町民の期待が高まっている。

その一方で、北海道新幹線開業に伴い、並行在来線は J R 北海道から経営分離され、北海道と沿線 2 市 1 町等が出資する第三セクター鉄道会社の道南いさりび鉄道株式会社の経営となり、開業当初から赤字が続いているが、効率的な運営により赤字を最小限に抑えながら、経営を維持していく必要がある。

また、J R 江差線の木古内－江差間についても、平成 26 年 5 月で廃止となり民間運営による路線バス化されている。

民間運営による路線バスは、これまでも生活交通対策として松前方面と函館方面へ運行しているが、人口の減少や車社会の進展などにより利用者は減少の一途をたどっており、生活交通として維持していくために公的支援を行っている。

木古内－江差間についても、J R 北海道から交付された支援金により当面の運行は維持されるが、経営を安定的に維持していくためにも、バスの観光路線としての活用など、対応策の検討が急務となっている。

高規格幹線道路函館・江差自動車道整備については江差までの早期完成に向けた要望活動を引き続き行っていく必要がある。

(2) その対策

ア. 道路

高規格幹線道、国道、道道の幹線道路と生活道路の体系的整備を促進するとともに、誰にも優しく快適な道路空間の形成に努め、住民の利便性向上と地域経済の活性化に確かな効果がある道路整備を目指す。

①高規格幹線道路函館・江差自動車道の早期開通や国道228号の線形改良、緑化推進、歩道整備などを要望する。

また、道道江差木古内線の線形改良、歩道設置を要望する。

②町道は、幹線道路・新幹線とのネットワークを勘案し、計画的に優先度の高い路線から整備を進める。

また、道路構造物の延命化を図る。

③バリアフリー化を推進して、高齢者や障がい者が安心して利用できる道路環境づくりに努める。

また、除排雪体制を充実させて冬期間の道路交通の安全確保に努める。

イ. 交通

北海道新幹線の開業により、観光交流の拠点として渡島・檜山の魅力を伝えることにより地域経済の活性化を目指す。

また、第三セクター鉄道である道南いさりび鉄道や路線バス化となる木古内ー江差間の経営の安定化と高規格幹線道路函館・江差自動車道の早期開通を目指す。

①北海道新幹線や高規格幹線道路函館・江差自動車道の高速交通網を活用し、交通拠点にふさわしいまちづくりを推進する。

②第三セクター鉄道である道南いさりび鉄道については、北海道、関係市町、JR北海道と協議・協力し、経営の安定化を目指す。

また、路線バス交通の充実を図るため、バス事業者に対する支援を引き続き行っていく。

③青函トンネル内の共用区間における新幹線の高速走行の実現に向け、トレイン・オン・トレインの早期実用化を要請する。

④青函トンネル内の共用区間における新幹線の高速走行の実現に向け、第2青函トンネル構想の具現化を要請する。

目標指標	基準値	目標値 (令和7年度)	備考
木古内駅を発着する路線バスの運行本数	(～江差) 上り・下り各6本 (～松前・知内) 上り・下り各13本	(～江差) 上り・下り各6本 (～松前・知内) 上り・下り各13本	本数の維持

	(～函館) 上り・下り各 8 本	(～函館) 上り・下り各 8 本	
道南いさりび鉄 道運行本数	上り・下り各 9 本	上り・下り各 9 本	本数の維持

(3) 事業計画 (令和 3 年度～ 7 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1) 市町 村道		
	橋りょう	橋梁長寿命化事業	木古内町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという木古内町公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要なとなる事業を適切に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア. 上・下水道

上水道は、健康で快適な住民生活に欠くことのできない重要な社会基盤であり、地域住民の生命線となっている。木古内町の水道施設は、木古内川水系中野川と亀川水系大堀止川の 2 箇所を水源とし、昭和 53 年に第 6 次拡張工事を行った上で、計画給水人口 9, 100 人、給水能力日量 3, 900 m³となっている。

しかし、近年は老朽化してきた施設に対し突発的な豪雨（ゲリラ豪雨）による水源の高濁水等により、水道水の継続的かつ安定した供給が困難になる場合も想定される。

また、人口の減少や環境意識の高揚による節水志向等により収入の大部分を占める使用料収入が減少しており、事業運営に必要な収益の確保が大きな課題となっている。

上水道については、今後、老朽化している水道施設の更新が必要となり、投資的経費の増加が見込まれるが、事業の運営に必要な利益の確保が難しくなっていることから、水道水の安定供給と経営のバランスを図るため、簡易水道事業を進めていく。

下水道は、快適な生活環境の確保や公衆衛生の向上、自然環境の保全など、多様な機能を有し、都市基盤の中心となる社会資本である。当町においては、平成17年4月に一部の区域で供用開始し、平成26年度末までに約86haの整備を完了しているが、供用開始区域にある898戸のうち、接続しているのは61.4%にあたる551戸にとどまっており、接続率の向上が課題となっている。

また、共用区域外については、合併浄化槽の設置を促進していく。

イ. 廃棄物処理

経済の発展により大量生産・大量消費・大量廃棄という社会背景の中で、物質的に豊かな生活を築いていた。その結果、限りある資源を浪費し、大量の廃棄物を排出し、地球環境の汚染を引き起こしている。

これからも社会が発展を続けていくには、排出された廃棄物を単に処理するのではなく、資源の有効活用や廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負荷を与えないように再利用や再資源化する資源循環型社会への転換が求められる。

木古内町の家ごみは、平成14年4月から可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなど7種類の有料分別収集が行われている。可燃ごみは1市9町による「渡島廃棄物処理広域連合」の施設で焼却処理され、不燃ごみと資源ごみは4町による「渡島西部広域事務組合」の施設で、埋め立て処分や計画的なりサイクルが行われている。

一方、年間に排出される家庭ごみの処理費は町財政を圧迫しており、今後、量的に可燃ごみの3～4割を占める生ごみを堆肥化するなど、減量化に対する研究が課題となる。また、住民一人ひとりがごみを発生させない工夫に努め、確実な分別収集により徹底した資源化を図っていくことが求められる。

産業廃棄物は事業者の責任によって処理することになっているが、一部に不法な処理も見受けられることから、一般廃棄物の不法投棄対策と併せた意識啓発と監視体制の強化を図る必要がある。

し尿の収集・処理量は、公共下水道事業が進み、水洗化の普及とともに減少しているが、計画区域全域の整備には多くの時間がかかることが考えられる。その間、未整備地域については適正な収集・処理体制を維持することが必要となる。

ウ. 環 境

木古内町は海・山・川に囲まれ、気候も比較的温暖で良好な自然環境に恵まれた地域だが、生活雑排水などによる公共水域の水質汚染、ごみや産業廃棄物の不法投棄による林地や農地の荒廃など、年々環境の悪化が目立ち始めている。

このため、住民一人ひとりが日常生活の中で、二酸化炭素の排出を少なくする努力をし、ごみのリサイクルを推進するなど、可能な限り自然環境に負荷のかからない取組みをすることが求められている。

また、最近、空き地や管理不全な状態の空き家による環境問題やペットのふん公害など、個人の意識に起因した問題も多く見受けられる。したがって、環境美化に対する町民一人ひとりのモラルの向上を積極的に働きかけるとともに、地域全体で緑や花の植栽に取り組むなど、「きれいなまち」そして「誇れるまち」をつくる体制づくりが重要となっている。

火葬場は知内町と共同運営で昭和55年に建設され、その後改修が行われているが、総体的な老朽化が進んでいるため、今後も施設の継続的な部分改修が必要となる。

墓地は町内に6箇所設置されているが、狭隘になっている墓地もあるため、拡張などを含めた墓地環境整備の検討が必要となっている。

エ. 消防防災体制

当町の消防体制は、松前町、福島町、知内町との4町で渡島西部広域事務組合を組織し、相互応援・協力を行い、広域的に取り組んでいる。木古内町内では木古内消防署がその業務に携わっている。

また、消防車両や消火栓、防火水槽の整備、消防団組織の向上など、計画的な消防力の強化に取り組んでいるが、北海道新幹線の開業、自動車専用道路などのインフラ整備も進められており、これらに対応するため、これまで以上に総合的な消防力の強化・整備が求められる。

また、消防庁舎は築43年を経過し、老朽化してきていたため、平成28年度において耐震工事、平成29年度に庁舎の全面改修工事を実施した。

救急・救助活動は増加傾向にあり、交通事故はもとより、急病・労災事故など多岐にわたることから、消防無線による業務の迅速化、応急処置の向上、救急医療システムの充実を図るとともに、道路整備など、迅速な活動基盤の整備が望まれている。

また、住民への応急手当普及啓発活動や指導も行っていく必要がある。平成5年に発生した北海道南西沖地震以降、人的被害を伴う大規模な災害は発生していないが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に地震や津波、大雨による水害や地すべり、崖崩れなどの自然災害の危険性が懸念され、防災に対する関心も高まっているところであり、安心できる体制を確立するためには、自助・共助・公助が互いに連携し一体となった実践的な対応が重要となる。

当町の防災計画は平成24年度に木古内町防災会議により見直され、防災組織や災害予防計画、災害応急対策計画などの詳細が示されている。

また、北海道より公表された北海道太平洋沿岸にかかる津波浸水予想図等に基づき、津波に対する正しい知識と内容を分かりやすく伝えることを目的に津波ハザードマップを平成27年度に作成している。災害から身を守るため、幼少期から防災意識の高揚を図るとともに、町内会や職場等における自主防災組織を育成し、災害に強いまちづくりを進めていく必要がある。

平成13年4月には、防災行政無線の放送が開始され、町内27箇所に設置された屋外拡声局と各家庭の個別受信機を通じて、災害時には迅速かつ効果的な対応が可能となった。防災行政無線の有効活用により情報提供体制の強化を図り、地域住民の防災意識を高め、災害に強いまちづくりを目指す。

オ. 公営住宅

公営住宅の現況は耐用年数が経過し、老朽化した住宅が約43%、浴室が無い住宅が約11%、40㎡以下の狭小住宅が約14%あり、これらの住宅を計画的に建て替える必要がある。

また、ふるさとの森公園やみそぎ公園などは多くの町民に利用されているため、団地周辺にも小公園を設置するなど環境改善を図る必要がある。

(2) その対策

ア. 上・下水道

安全で良質な水道水の安定供給を図るため、水資源の確保、水の有効利用や水源の保全に努め、下水道に対する住民理解の向上を図ることにより接続率の向上や上下水道事業の健全な運営を目指す。

①安全な水道水の安定供給を図るため、老朽化した水道施設を計画的に更新する。

また、水源の安全及び衛生面の確保のため、定期的な調査や検査を行い、安全対策を徹底する。

②快適な生活環境の確保、公衆衛生の向上、公共水域の水質汚濁防止による豊かな自然環境の保全を図るため、下水道整備の推進を図る。

また、下水道に対する住民理解の向上を図り、接続率向上に向けた取組みを進める。

イ. 廃棄物処理

地域の個性や魅力を高め、個性的で快適性の高い地域環境づくりの推進に向けて、幼少期から環境意識の高揚に努め、分別収集の徹底など、住民一人ひとりがそれぞれの役割を果たすことにより、ごみの減量化と再資源化を図り、資源循環型社会への転換を目指す。

また、し尿処理体制の充実により自然環境の保全に努める。

①過剰包装の自粛、資源ごみの分別化などに対し、消費者・事業者・行政が一体となって取組み、ごみの減量化と再資源化に努める。

また、生ごみの減量化については、生ごみの堆肥化について支援し、住民が自らごみの減量化に取り組む体制を築く。

②ごみ収集を円滑にかつ衛生的に行うために、ごみステーションの統一化を検討する。

③産業廃棄物は、排出者の責任で処理することを徹底するとともに、不法投棄の監視体制を強化する。

また、事業所等と連携し産業廃棄物の再利用を促進する。

ウ. 環境

恵まれた海・山・川の自然環境を保全し、地域で快適に暮らすための環境整備を進めるとともに、都市化による様々な公害防止対策を充実させ、人に優しく環境と共生した美しいまちづくりを目指す。

①地域、学校、団体、事業所等が主体的にボランティア組織を育成するとともに、「花いっぱい運動」を一層地域に定着させ、さわやかさを感じることができる環境づくりを推進する。

②騒音防止や大気汚染の監視体制の強化、ペットのふん公害や家畜のふん尿処理による水質汚濁等の防止に努める。

③管理不全な状態で放置している空き家所有者に対して、適切な指導を行う。

④各墓地の環境整備と適切な維持管理及び火葬場周辺の緑化に努める。

エ. 消防防災体制

木古内町地域防災計画の充実を図り、危機管理・防災体制のより一層の強化と災害予防対策の充実に努め、複雑多岐にわたる災害や救急救助に対応可能な自主防災組織の設立を促進する。

さらに、災害時の情報を効果的に伝達するため、防災行政無線などの情報通信体制の強化を図る。

また、防火訓練などにより住民の防火意識の向上を啓発し、消防車両や施設、設備の充実により消防力の強化を図るとともに、関係機関と連携し、救急・救助体制の充実に努める。

①消防庁舎や消防車両の整備を進めるとともに、防火訓練や防火啓発による住民意識の高揚に努めるほか、自主防災組織の育成や各関係機関の広域的な連携強化などにより、防火体制の確立に努める。

②広域的な救急搬送体制の強化や救急医療機関との連携強化に努めるとともに、高規格救急車や北海道新幹線および高規格幹線道路等のインフラ整備に対応するため救助工作車及び資機材を整備する。

また、救急救命士及び救急隊員の教育体制を充実させ、救急医療の質の向上に努める。

③避難施設、避難場所等の確保に努め、防災体制の強化を図る。

また、平常時からの住民一人ひとりの防災への意識を高揚するとともに、地域ぐるみの協力のもと、災害時要援護者等に対するきめ細かな体制の確立を図る。住民が主体となる防災訓練等を計画的に行い、自主的な防災体制を推進する。

オ. 公営住宅

恵まれた自然に抱かれた、安心して生き生きと暮らせる住まいづくりを基本方針とし、高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が快適に生活できるような住環境づくりを推進する。

①老朽住宅、狭小住宅、風呂未設置住宅などがある団地については、計画的な建て替えを行い、居住水準の向上を図る。

②高齢者や障がい者が必要なサービスを自由に受けられ、住み慣れた場所で安心して暮らし続けられる住宅づくりを推進する。

③公営住宅の長寿命化計画に基づき既設公営住宅の計画的な営繕により、建物の老朽化を阻止し入居者や団地周辺環境改善に努める。

目標指標	基準値	目標値 (令和7年度)	備考
下水道普及率	62.4% (R2)	70.0%	
水洗化率	65.8% (R2)	70.0%	

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5生活環境の 整備	(1) 水道 施設		
	簡易水道	配水管更新事業	木古内町
		浄水場紫外線装置等設置事業	木古内町
		水道管移設事業	木古内町
		浄水場機械及び電気設備更新事業	木古内町
		配水場新設工事	木古内町
	配水施設長寿命化事業	木古内町	

	(2) 下水道処理施設		
	公共下水道	公共下水道事業	木古内町
	その他	合併処理浄化槽設置事業	木古内町
	(4) 火葬場	安行苑改修事業	木古内町
	(5) 消防施設	資機材搬送車更新事業	渡島西部広域事務組合
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業生活	花いっぱい運動推進事業	木古内町
	環境	空家等解体除却事業	木古内町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという木古内町公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア. 高齢者社会への対応

当町の高齢化率は令和3年5月末現在で51%に達しており、全国、全道平均を大きく上回っている。

このような状況で今までどおり住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていくためには、高齢者世帯や独居高齢者の安心・安全を確保し、互いに支えあう体制をいかに構築していくかが課題となる。

現在、当町では高齢者が安心できる安全な地域環境を確保するため、特別養護老人ホーム「いさりび」の運営と施設に併設する生活援助員を配置した高齢者住宅の建設、声掛け訪問員による安否確認、虚弱高齢者に対する緊急通報システムの配置、移送サービスや医療機関送迎バスによる交通手段の確保等を実施している。

また、スポーツ、レクリエーションをとおしての介護予防や生きがいのづくり、地域環境の整備、老人クラブ、高齢者事業団による地域貢献できる活動の

場の確保をしており、温もりと喜びのある活動の場が維持継続できるよう助成を行っている。

しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所では2040年には当町の高齢化率は60%を超え、現在3千人台の人口が2千人台へ減少すると予想されている。このような超高齢化時代に対応するためには、更なる高齢者の自立、地域環境の整備、高齢者の生きがい対策等に、行政と地域住民が力を合わせ、自助・公助の協働を推進することが重要となる。

イ. 地域福祉の推進

全国的な少子化現象は、当町においても例外ではなく、人口流出に加え、年間の出生人数も減少傾向が続いている。

また、ひとり親家庭等も増加傾向にあり、これらの世帯では経済的・社会的・精神的にも不安定な状況になりがちなため、子どもたちがすくすくと育つ環境や、子どもを安心して生み育てられる社会・生活環境の整備が求められている。

このため、当町では乳幼児医療費について、18歳を迎える年度末まで自己負担相当額を全額補助している。

また、令和4年度からは2つある保育園を統合し、認定こども園が開設される。そのほかにも、施設基準を満たした学童保育の整備・運営を平成29年度から開始している。

当町の障がい者福祉対策は、国・道の福祉制度に基づいて実施している。

また、健康管理センター内に指定特定相談支援事業所を設置し、障がい福祉サービスの利用等について相談支援業務等を行っている。

さらに、木古内町社会福祉協議会やボランティア等の協力を得ながら、地域活動支援センターの運営を行い、サークル活動等自主組織の支援をしている。

現在、町内には障がい者の方が利用できる福祉施設等が整備されていないため、他自治体の障がい者福祉施設を利用している。

今後、障がい者福祉施策は、人口減少、高齢化率、財政的問題等の動向を見据えた長期計画が必要となるが、既存施設の再利用、ボランティア育成、地域住民へ障がいに関する正しい知識の普及啓発、情報提供等をとおして、障がいに対する理解を深め、誰にとってもやさしい「ふれあいのあるまちづくり」の基盤体制づくりが重要である。

(2) その対策

ア. 高齢化社会への対応

当町は、現在、介護保険事業計画に基づき介護サービス事業を運営している。地域包括支援センターを中心に介護相談・虐待防止対策など高齢者・家族

のニーズに沿った介護サービス計画を作成し、高齢者の尊厳を護りつつ、家族の負担・不安の解消に努めている。

住み慣れた地域で安心して安全に暮らし続けることを目指し、介護予防事業等とおして担当職員とのコミュニティの場を増やし、親しみのある相談窓口を開設している。日常生活のサービスはもとより、施設利用についても木古内町国民健康保険病院・福祉施設・介護サービス事業所等との連携を図りながら、保健・医療・福祉の提供に努めている。

また、介護保険事業計画に基づき、本人や家族が安心して利用できる介護福祉の実現を目指す。そのために「認知症についての啓蒙活動」「介護予防事業」「居宅、福祉施設のサービス事業」「ふれあいのある地域環境整備」に努めるとともに、各福祉施設との連携を図りながら居宅と施設サービスの併用等の更なる充実を目指す。

①高齢者が主体的に活動できる環境づくりのために、高齢者事業団・老人クラブ・地域活力の育成を図り、健康な高齢者による有償ボランティア・地域貢献等とおして、地域交流や生きがい対策を推進する。

②健康で安心して暮らすことができるように、介護予防・生活支援施策の充実を図る。

また、福祉施設の利用については、施設関係者との連携を充分にし、利用者のニーズに沿った介護計画の作成、居宅生活と同じような環境に配慮し、安心して暮らし続けることができるよう対応する。

③地域から疎外感や孤立感などを感じることがないように、地域の交流の場づくりや住民同士のふれあいの輪を広げ、精神保健面での支えあいができるよう努める。

また、高齢者及び重度身体障がい者の外出機会の創出と心身の保養・健康の保持を図るため、木古内町内のハイヤー業者および入浴施設を利用できる、高齢者福祉サービス利用券の交付事業を行う。

④高齢者と共に歩む「ふれあいのまちづくり」として障がい者等との共生型事業を推進する。

イ. 地域福祉の推進

地域住民が生活の安心と幸せを実現するため、つながりと思いやりを持ち、共に支え合い、だれもが地域で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す。また、子どもたちが心身共に健やかに育つ地域環境と、子育てに夢がもてる家庭環境を目指し、多様な子育て支援策を推進する。

また、障がいの有無にかかわらず、町民だれもが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会を目指す。

①地域の連帯感や相互扶助意識を高めるため、地域ごとの福祉体制整備や地域ボランティアの育成を図り、町内会を核とした地域福祉体制の確立を目指す。福祉分野における社会的な公益活動やコミュニティビジネスの起業化を奨励する。

②地域住民とともに安心して子育てができる環境整備を推進する。

また、医療が安心して受けられるよう、ひとり親家庭等医療助成制度及び乳幼児医療制度を継続実施する。

③障がい者が地域で自立し安心して生活できることを基本に、ボランティア、地域住民や各関係機関との連携と協力により、障がい者の日常生活への支援体制の充実を図る。

目標指標	基準値	目標値 (令和7年度)	備考
介護分野の雇用者数	104人 (R2)	104人	雇用者の維持
小中学生の町内施設利用数	6,274人	7,500人	

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2) 認定こども園	認定こども園整備事業	社福) しあわせの家木古内保育園	
	(3) 高齢者福祉施設			
	老人ホーム	機器整備更新事業	木古内町	
	その他	小規模多機能型居宅介護施設運営事業	木古内町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉		訪問・外出支援サービス事業	木古内町
			除雪サービス事業	木古内町
			高齢者福祉サービス利用券交付事業	木古内町
			介護従事者待遇改善事業	木古内町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという木古内町公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア. 地域医療の充実

木古内町は、一般病床数99床の国民健康保険病院とベッドを有しない内科系の医院が1箇所ある。

木古内町国保病院は、昭和31年4月に16床の診療所として開設して以来、町内における基幹病院として、内科、外科、整形外科、小児科、歯科を常設外来に地域住民の健康を守る役割を果たしてきた。

また、高齢化により設置要望の高かった眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科外来についても、函館市内の医療機関と連携を図り出張医対応で開設してきた。

さらに、近年は住民が住みなれた地域で暮らし続けることができる「地域包括ケアシステム」の実現のため、健康管理センターや病院事業との連携により、住民健診の実施や訪問看護ステーションを開設し在宅介護支援を行ってきた。

しかし、交通網の発達や医療の専門化などにより、患者もより高度な医療を求め病院を選択するような時代になるなど、医療をめぐる情勢も大きく変化している。

また、過疎地域においては慢性的に医師や医療技術職員が不足しているが令和3年6月より内科医が着任という明るい話題もある。今後も、町内における高齢者の増加とともに、この傾向は年々高まることが明らかであることから、引き続き現在の診療体制を維持していくことが求められる。なお、二次医療の提供については専門性の高まりや医師不足により継続が厳しい状況にあるが、引き続き地域住民が安心して暮らせるよう24時間救急医療体制の確保に努めることが求められる。

イ. 健康増進と疾病予防の推進

木古内町国民健康保険病院をはじめとする各医療機関と連携し、検診等を含め医師の指導による健康不安の解消、疾患の早期発見・早期治療を基本に、疾病の重症化防止対策を実施している。

健康管理センターにおいては、保健師・栄養士が中心となり、町民一人ひとりの健康の維持増進対策を推進している。

母子保健事業としては、乳幼児や未就学児に対し、各種ワクチン接種や健診などの疾病予防対策、育児相談、定期的な育児教室の開催等、安心して育児ができる体制を築いている。

また、成人保健事業としては、特定健診・さわやか健診、ガン予防対策等の各種疾病予防事業や健康教室・健康相談等の事業を実施している。

当町の高齢化率の推移を考慮すると、生活習慣病の予防対策が重要となることから、特定健診等の受診率向上に向けた取組みを強化する必要がある。

今後も町民の健康保持増進のため、健康に関する情報提供・普及啓発を行うとともに、保健・医療・介護・福祉の関係職種と連携を強化し、総合的なサービスを実施する。

(2) その対策

ア. 地域医療の充実

高齢化率が極めて高いことから、町国保病院を基幹病院として町内の医院や函館市内の中核病院と連携を図り、地域完結型医療を推進する。

また、引き続き地域包括ケアの拠点として医療の提供を目指す。

①町国保病院を当町の福祉・医療・保健ゾーンの中心として位置づけ、包括医療の拠点として一層の機能充実を図る。

②過疎地域医療の最大の課題である医師不足対策については、あらゆるネットワークを駆使し、常勤医の確保に全力で取り組む。

また、患者ニーズに適応する診療科目の専門医師についても、派遣医師や出張医師の確保に最大限努力する。

③超高齢化社会に即した診療科目の充実に努め、医療サービスの向上を図るとともに、計画的に医療機器を導入し診療体制の充実に努める。

また、患者送迎バスの運行により、医療享受の平等性を図るとともに、患者サービスの充実を図る。

④医療圏域における中核病院や町内の医療機関との連携を図り、地域住民から信頼される医療体制を構築する。

また、いつでも、どこでも、だれもが安心して受診できるよう、常勤医と医療技術者の確保に努め、24時間診療体制の維持に努める。

⑤慢性的な医療スタッフの不足を解消するため、奨学資金制度の充実や住環境整備を図り、将来的な看護師等の確保に努める。

また、不足している看護職員の確保を図り、休止中の訪問看護ステーションの再開により、在宅医療と在宅ケアの充実を目指す。

イ. 健康増進と疾病予防の推進

住民が住み慣れた地域で健康で安心して日常生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、保健・医療・介護・福祉の包括的支援体制の構築を目指す。

①特定健診・特定保健指導の必要性を各健康教室・相談等で周知し、受診率向上を図り、住民が生涯をとおして自分の健康管理ができるよう知識を普及啓発する。

②保健・医療・介護・福祉関係職種と連携し、疾病の重症化予防や総合的な健康管理ができるような体制を構築する。

③乳幼児期から学童、成人にわたる生涯の健康管理ができるよう、健康相談、健康づくり対策、運動教室、調理実習等の健康教育を実施する。

目標指標	基準値	目標値 (令和7年度)	備考
平均寿命 (男性)	79.8歳 (H27)	80.8歳	
平均寿命 (女性)	86.5歳 (H27)	87.5歳	

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
7医療の確保	(1) 診療 施設		
	その他	医療機器等整備事業	木古内町
		病院職員住宅建築事業	木古内町
	(3) 過疎 地域持続的 発展特別事 業 自治体病院	医師確保対策事業	木古内町
		奨学資金貸付制度拡充事業	木古内町
		出張外来(専門医招へい)事業	木古内町
		医療機関巡回バス運行事業	木古内町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという木古内町公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア. 学校教育

木古内町は、著しい少子化により児童・生徒が年々減少しており、平成22年度末に鶴岡小学校の木古内小学校への統合を最後に、小中学校各1校となった。

また、平成23年度末の道立木古内高等学校の閉校により、高校進学のため町外への通学が余儀なくされている。義務教育においては、平成24年度に完全実施となった学習指導要領において「生きる力」を身につけるため、知・徳・体をバランスよく育むことが求められており、各校の教育方針に基づき、「学習の基礎・基本の定着」・「心に響く道德教育」・各種クラブ活動による「文化・スポーツの推進」など、教職員が一丸となった取組みが行われている。幼児期から義務教育終了までを「社会で自立して生き生きと活躍できる力を育む」ための指導期間ととらえ、子ども一人ひとりの個性を生かし、それぞれの夢や希望に向かって挑戦し成長し続けていけるよう、教育環境を整備するとともに、これまで以上に、学校間はもとより、学校・家庭・地域社会が連携を深め、特色ある学校づくりを一層推進することが必要となる。

イ. 社会教育

木古内町の社会教育は、地域社会を取り巻く様々な課題に対処するため、公民館をはじめ、スポーツセンターなどの各社会教育施設を拠点にして、町民の生涯各期における学習活動の推進に努めてきた。しかし、住民の学習ニーズが多様化・高度化することに伴い、地域課題や生活課題の解決に向けた学習活動の支援が求められている。

幼児期は、様々な体験を通して、好奇心や探究心を養い、生きる力の基礎を育む大切な時期であり、心のよりどころである家族とのふれあいを通じて、望ましい生活習慣の定着など生涯にわたる人間形成の基礎を培うことが必要である。

また、PTAや関係機関と連携しながら、家庭教育力の向上につながる研修会などの学習機会の充実を図る必要がある。

青少年教育においては、無名塾活動や通学合宿事業などを通して、子どもたちの生きる力を育む取組みを引き続き実施する。

また、「まちの活力」となる自主的・積極的な青年団体を育むため、研修事業への参加奨励などの効果的支援に努める。

成人教育においては、特に団体活動を支援していく上で、地域課題や生活課題の解決に向けた活動や学習ニーズに対応した学習機会の提供が必要であり、個人の学習への情報提供や交流の場の充実など学習環境の整備を推進する。

高齢者教育においては、これまで培ってきた豊かな経験や知恵を発揮していただくため、世代間交流をはじめ、様々な学習活動の実践を進めてきた。引き続き、健康で明るく生きがいのある高齢者教育を実現するため、魅力ある事業を推進する必要がある。

ウ．生涯学習

高度情報化や国際化、科学技術の進展など変化の激しい現代社会において、だれもが生涯にわたって、いつでも学ぶことができる環境を整備し、芸術文化活動やスポーツ活動に親しむ機会を充実させることができる「生涯学習社会」の実現を目指すことが求められている。

これまで、第6次木古内町振興計画、第6次木古内町教育総合推進中期計画の各目標の具現化を目指し、学習活動の充実はもとより、生涯学習関連施設や推進体制基盤整備に努めてきた。

特に、専門職である学芸員を配置し、「木古内ゼミナール」を開講したことで、当町の歴史・文化・伝統を学ぶ意識の高まりを見せている。

また、生涯学習関連施設の耐震化や町民プールの改築、旧鶴岡小学校を活用した郷土資料館を開設し、隣接する旧江差線廃線跡を活用した「道南トロッコ鉄道」と共に鉄道資源の発信を行い、町外観光客の誘客にも一助している。

今後も、会員の減少や高齢化などにより運営が停滞している団体に対する支援のほか、町内各地域と連携した学習ニーズの把握や町広報紙やホームページなどの様々な媒体を活用した学習機会や生涯学習活動団体に関する情報提供について一層の充実を図る必要がある。

また、地域の教育資源を生かした体験活動の充実や学校支援事業などの学校教育と社会教育の融合した取組みのさらなる充実が望まれる。行政間で横断的な連携を図り、生涯学習推進体制の充実を図るためにも、引き続き社会教育主事の複数・専任化が必要となる。

さらには、人生において生きる力を身に付けていく上で、個人学習の基本となる読書活動の充実を図る必要がある。家庭や地域における読書活動の促進や学校と連携した読書習慣の確立のため、図書館司書を配置し読書活動推進計画を策定した。

これらの取組みを通して、学びに一步踏み出す勇気と挑戦する意識を育み、学習活動を通して、多くの人々とふれあいながら多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を切り拓いていく自立と共生を目指す生涯学習の推進に努める。

(2) その対策

ア．学校教育

学校・家庭・地域が緊密に連携し、自らの夢や希望を実現していこうとする自立の精神を育むとともに、社会で生きていくために必要な基礎的・基本的な資質・能力を身につけ、粘り強く、たくましく生きる力を育む教育を推進する。

また、地域の自然・歴史・文化に触れることにより郷土を愛する心を高め、自他の生命を尊重し、人を思いやる心や公共心・倫理観などの豊かな心を育む教育に努める。

①基礎的・基本的な知識や技能の確実な定着を図り、確かな学力を身につけるため、子ども一人ひとりに対応したきめ細かな学習指導を推進するとともに、進展する国際関係に対応する人材を育成するため、英語指導助手による指導を充実し、国際理解教育を推進する。

また、教職員の資質向上を図るため、町教育研究所を支援するとともに、各種研修会への積極的な参加を奨励する。学習以外に、基本的な生活習慣を身につけ、自他の生命を尊重できる感性豊かな子どもの育成のため、道徳教育の充実を図る。

学校評議員制度の導入などにより、開かれた学校づくりを進め、学校教育と社会教育の融合を図り、地域の教育資源を生かした取組みを推進する。

②学校施設の環境整備計画を策定し、子どもたちの安全を確保するとともに、避難施設としての整備を推進する。

時代の変化に対応した教育活動の充実を図るためコンピューター機器や教材、教具、図書等の計画的な整備に努める。

地域の歴史や文化に触れ、活用する教育環境づくりを推進する。

また、老朽化する教職員住宅の修繕等、教職員の居住環境整備を図る。

③道立木古内高校の閉校後、近隣町への通学を余儀なくされる高校進学希望者に対する支援制度の継続を図る。

イ. 社会教育

生涯各期の学習ニーズに対応した様々な学習機会の提供を図るとともに、町民が、地域の一員として自覚を持ち、地域づくりに主体的に参画・協働できる社会教育活動を推進する。

①親子で参加・活動する学習機会の充実、望ましい生活習慣の向上につながる家庭教育の充実を図る。

また、PTAや関係機関と連携した学習活動の充実を図りながら研修を奨励し支援する。

②地域や住民による子育て支援システムの整備を図り、地域全体で社会環境整備づくりを推進する。

③青少年の異世代間交流を通してコミュニケーション能力の育成を図る。

また、野外活動を通して地域の自然・歴史・文化を体感する学習機会の充実を図る。

④各種研修会・派遣事業への積極的な参加を奨励する。また、地域づくりのために、リーダー養成と地域活動機会の提供を図る。

⑤多様な学習ニーズに対応した学習機会の充実を図り、各種団体・サークル活動への支援に努める。

⑥高齢者の生きがいと健康づくりに関する学習機会の拡充を図る。

また、高齢者が培ってきた郷土の歴史や文化を継承するため、異世代間交流や他団体と交流する機会の充実を図る。

⑦地域の歴史や文化を活かした活動を積極的に推進し、まちづくりやボランティア活動に取り組む環境整備を図る。

ウ. 生涯学習

町民が生涯のいつでも、どこでも自由に学習機会を選択し、心豊かに学び合い、交流の輪を広げ、新たな生きがいを見つけ出す生涯学習社会の実現を目指す。

①行政間と横断的な連携を図り、生涯学習推進連絡会議の機能充実を図る。

②生涯学習推進のため、社会教育主事の複数・専任化を図る。

③郷土資料館を核とし、郷土の歴史や文化・伝統を学習する機会の充実を図る。

④学校や関係機関と連携した読書活動推進計画を推進する。

また、ブックスタート促進事業の充実を図る。図書館司書を活用し、公民館図書室と学校図書室の連携した運営と読書活動の充実に努める。

目標指標	基準値	目標値 (令和7年度)	備考
少年団数	5団体 (R2)	5団体	団数の維持

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設		
	スクールバス・ボート	スクールバス運行・更新事業	木古内町

	給食施設	学校給食センター維持管理事業	木古内町
	(4) 過疎 地域持続的 発展特別事 業 その他	指定校通学支援事業	木古内町
		道南いさりび鉄道通学利用者支 援事業	木古内町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという木古内町公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要なとなる事業を適切に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

木古内町は津軽海峡に面し、一般国道228号と並行して海岸沿いに集落が散在する東部地区（札苅・泉沢・釜谷）、JR木古内駅を中心に市街地が集積された中部地区（木古内・本町・前浜・新道）、木古内川、中野川などの河川の流域に広がる農業地帯の西部地域（建川・鶴岡・大川・瓜谷・中野）に大別され、それぞれの文化や産業が育まれている。

木古内町では少子高齢化の急速な進行、さらには北海道新幹線などに関連する様々な工事が進められる中での町民の町外への転出などにより、人口はすでに4千人を割っている。

また、高齢化率も51%を超え、それに伴い施設入所者が増加傾向にあり、町内では空き家の目立つ地域も見受けられる状況にある。

さらに、中心市街地の空洞化が進んでおり、中心市街地のまちなか居住や市街地内の未利用地の活用を進めるとともに、高齢者が安心して生活できる住環境整備が求められているなか、北海道新幹線開業を見据えた駅周辺の整備を進めてきた。

また、高規格幹線道路のインターチェンジも完成間近で将来の木古内町の発展に大きく影響することから、適正な住環境形成に向けた総合的な住宅対策が必要となる。

(2) その対策

豊かな自然環境の保全、良好な生活環境の確保、特性を活かした地域産業の発展を図り、風土・文化・歴史と調和した総合的・計画的なまちづくりを推進する。

また、福祉環境の充実をもとに高齢者をはじめだれもが安心して、楽しく暮らし続けられる住環境づくりを推進する。

①新幹線駅周辺や高規格幹線道路のインターチェンジ周辺は、地域発展のための重要なポイントとして、適正な居住区域の設定を行う。

また、地域の恵まれた環境を活かして、公共機関や施設等を整備し、定住化の促進を図る。

②市街地の未利用地や空き地は、地域の環境保全や美化に配慮し有効活用に努める。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

芸術文化活動は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな創造性と情操を育む。木古内町では、各団体、サークル、学校と連携を保ちながら、町民文化祭や渡島芸術祭、公民館ギャラリー四季など、芸術文化活動の発表の場の提供に努めている。

また、園児や児童・生徒、高齢者を対象とした渡島西部四町芸術鑑賞会などの芸術文化鑑賞の機会を設けているが、さらに一層の充実が望まれている。

文化財の保存・活用を積極的に行い、これらを活用した学習機会の提供を一層図っていく必要がある。

近年、住民の健康への関心の高まりとともにスポーツに対する関心も高まっている。

木古内町は、スポーツセンターをはじめ、野球場・パークゴルフ場・テニスコート・スキー場や町民プールなど体育施設がコンパクトに集積しているため、これらを一体的に活用できる恵まれた環境にある。しかし、人口の減少とともに、団体数や施設利用についても減少傾向にあるため、課題解決に向けた取組みを図る必要がある。

そのため、子どもから高齢者まで、それぞれの体力や年齢などに応じた、気軽に楽しめるスポーツ活動の推進をはじめ、老朽化した施設や設備の整備・改修を進めるとともに、関係機関と連携を図りながら各種教室や大会開催の支援に努める。

また、競技力の向上を促進するため、指導者の資質・能力向上を図る研修会への参加奨励に努める。

(2) その対策

生涯を通じて、心身ともに豊かな生活を送るため、郷土の歴史や文化・伝統に親しむ学習機会の提供を図るとともに、地域の特性を活かしたスポーツ活動・健康づくりの推進を図る。

①文化団体や各種サークル活動の支援に努め、住民が協働する文化活動を推進する。

また、関係機関と連携を図り、地域住民に対する芸術鑑賞の機会充実を図る。

②北海道立図書館等とのインターネットによるレファレンスサービスに努め、図書室の積極的な利用を推進する。

③文化財保護に努め、広く住民に周知し、文化財保護の高揚に努め、町の文化・歴史を語る建造物・文書等の記録を収集し、その活用を図る。

また、町指定の文化財や郷土芸能を保存・伝承し後継者の育成を支援する。

④歴史・文化の保存のため、郷土資料館の充実を図る。

⑤気軽に楽しめるニュースポーツや軽スポーツの普及、既存スポーツの競技人口や競技力向上に努める。

また、スポーツ関係団体との連携・支援を図るとともに、既存施設を整備拡充し、住民ニーズに対応できる事業の展開に努める。

⑥姉妹都市・広域市町・学校等と連携を図り、スポーツ交流の充実・拡大に努める。

目標指標	基準値	目標値 (令和7年度)	備考
文化系サークル数	12団体 (R2)	12団体	団数の維持
スポーツ系サークル数	14団体 (R2)	14団体	団数の維持

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
10 地域文化 の振興等	(3) 過疎 地域持続的 発展特別事 業 地域文化振 興施設	町史作成事業	木古内町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全的管理による施設の長寿命化を図ることで、計画的かつ効率的な管理に努めていくという木古内町公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

1.2 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

当町における再生可能エネルギーの状況は、当町が独自で実施した事業はない。民間では、各住宅や耕作放棄地、山林等に企業や個人所有の施設が整備されている。

再生可能エネルギーは脱炭酸社会に向けた手段の一つとして普及が求められていることから、当町としても秩序ある再生可能エネルギーの推進が必要である。また、所有者が撤退した際に、設備が撤去されずに放置される可能性が払拭できない状況であることも当町のみならず、全国的に危惧されている。

(2) その対策

民間企業及び個人所有の施設については、設置や運用の基準に対する認識や考え方が所有者側の判断に委ねざるを得ないことから、ガイドライン等の策定の検討が必要である。

また、既存の施設に対しても、近隣の住環境及び自然環境への影響等を行政側で把握・監視し、所有者と情報を共有することにより、適切な施設運営に理解を求めるよう努める。

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	移住・定住	空き家リフォーム助成事業 町内の空き家を購入しリフォームする移住者、又は移住者への売買・賃貸を目的に住宅をリフォームする所有者に対し、リフォーム費用の一部を助成することで、空き家の利活用による地域環境の改善を図る。	木古内町	
2 産業の振興	第1次産業	一次産業後継者支援事業 後継者が就業した際に支援金を5年間支給することで、後継者の就業促進を図るとともに、後継者となるための自己研鑽意欲の向上を図る。	木古内町	
	商工業・6次産業化	中小企業・小規模企業経営改善等支援補助事業 中小企業・小規模企業を対象に、店舗等の改修や設備更新、広報宣伝などに対して助成を行い、企業の成長発展および事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図る。	木古内町	
5 生活環境の整備	生活	花いっぱい運動推進事業 町内全域に花を植栽することで、環境美化意識の向上・啓発を図り、またこの事業を通して地域住民相互の交流を促進させる。	木古内町	

	環境	空家等解体除却事業 町内に所在する管理不全な状態の空家の除却に要する費用を一部助成することで、空家の除却を促進し、住民の安全で安心な生活環境を確保する。	木古内町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び促進	高齢者・障害者福祉	訪問・外出支援サービス事業 独居高齢者の安否確認・医療機関への移送サービスの提供を図る。 独居高齢者の自宅を訪問し、安否確認・話し相手等をとおり、地域からの疎外感や孤独感の解消を図る。 歩行困難者には通院手段として移送サービスを提供し健康維持に繋げる。	木古内町	
		除雪サービス事業 冬期間、独居高齢者・病弱高齢者の生活道路の確保を図る。 冬期間、雪害対策として独居高齢者等の生活道路を確保し安心・安全な日常生活に繋げる。	木古内町	
		高齢者福祉サービス利用券交布事業 高齢者及び重度身体障がい者の心身の保養と健康の保持、外出機会の創出を図るため、町内のタクシー移動及び入浴施設を利用する際に使用でき	木古内町	

		る、サービス利用券を交付する。		
		介護従事者待遇改善事業 介護従事者に対し一時金の上乗せ給付を行い、給与水準を改善する。	木古内町	
7 医療の確保	自治体病院	医師確保対策事業 勤務医の確保を積極的に進める一方で、現状の医療体制を維持していく必要があるため、出張医の報酬や交通費に要する費用を特別事業とし、地域医療の崩壊を防ぐべく医師確保対策事業を進める。	木古内町	
		奨学資金貸付制度拡充事業 新人看護師の確実な採用と充足人員の増を図るため、現在の奨学資金貸付制度を行うとともに、本制度を特別事業とし、継続的に看護師を採用する基盤を確立する。	木古内町	
		出張外来（専門医招へい）事業 過疎の地域医療を守ることは、病院を運営する当町の責務として確実に取り組んでいかなければならない。しかし、こうした専門医師の招へい費用が、町の財政や病院経営を大きく圧迫しているのが現状である。このため、専門外来開設に係る事業を特別事業として、患者ニーズに適応	木古内町	

		した地域医療の維持に努める。		
		<p>医療機関巡回バス運行事業</p> <p>過疎地域の医療実態は、加速する町の人口減少の中、外来患者数や入院患者数の落ち込みにより、病院経営が極めて厳しい状況になっている。こうした状況下において、地域医療の充実を図っていくためには、安定した病院経営を維持していくことが前提であり、そのためには、患者数を確保する経営戦略が必要となる。当町では、高齢者人口の増加と医療サービスの充実を図る目的から、医療機関を無料で巡回するバスを運行している。</p>	木古内町	
8 教育の振興	その他	<p>指定校通学支援事業</p> <p>当町から高校通学するためには、高校所在市町村居住するか、自宅から公共交通機関を利用し通学するかのいずれかとなるが、保護者に多額の経済負担が伴うこととなる。このため、町が指定した高校に通学する場合の通学定期券の購入に対し町が一部を助成することで、安定的な教育の場を確保する。</p>	木古内町	
		<p>道南いさりび鉄道通学利用者支援事業</p> <p>当町から函館方面の高校に通学する場合、大半の生徒が鉄</p>	木古内町	

		道を利用しているが、平成28年3月に北海道旅客鉄道株式会社から道南いさりび鉄道株式会社に経営が変わったことに伴い運賃が値上がりし、保護者の経済的負担が増している。そのため、通学定期券の購入に対して町が一部助成することで、安定的な教育の場を確保する。		
10 地域文化の振興等	地域文化振興施設	町史作成事業 昭和57年に刊行してから30年以上が経過している。歳月の経過とともに昔の町の姿・変遷を知る人が少なくなるなかで、当町の礎を築いた先人の苦勞を記録し、次の世代に引き継ぐため、昭和50年以降の町史編さんを行う。	木古内町	